

議員提出第1号議案

蒲郡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

蒲郡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年2月25日提出

蒲郡市議会議員

稲	吉	郭	哲
伊	藤	勝	美
伴		捷	文
新	実	祥	悟
青	山	義	明
尾	崎	広	道
喚	田	孝	博

蒲郡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方自治法の改正に伴い、政務活動費に充てることができる経費の範囲を定めるため提案する。

蒲郡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年蒲郡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

蒲郡市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条、第3条第1項から第3項までの規定及び第4条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条及び第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第9条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項 目	内 容
-----	-----

調査研究費	会派又は会派に所属する議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派又は会派に所属する議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派又は会派に所属する議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派又は会派に所属する議員が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
資料作成費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

附 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の蒲郡市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の蒲郡市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。